

○豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年9月27日規則第28号

改正

平成22年3月30日規則第5号
平成25年3月8日規則第6号
平成28年3月30日規則第18号
令和2年3月31日規則第15号
令和4年3月7日規則第3号

豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年豊見城市条例第23号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(入居の申込み)

第3条 条例第8条第1項の規定による入居の申込みは、市改良住宅入居申込書(様式第1号)を市長に提出して行わなければならない。

2 前項の申込書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、条例第4条各号又は条例第6条各号のいずれかの理由に該当する者のうち市長が特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。

- (1) 収入証明書(様式第2号)、所得証明書その他収入を証する書類
- (2) 婚姻の予約者がある場合は、その予約を証する書類
- (3) 立退要求を受けている場合は、その要求を証する書類
- (4) 条例第7条第1項第2号アからエまでに該当する場合は、その旨を証する書類
- (5) 住民票謄本
- (6) 完納証明書又は非課税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 条例第6条第5号又は第6号に規定する理由により市改良住宅の変更又は交換を希望する者は、第1項の申請書に市改良住宅変更申出書(様式第3号)又は市改良住宅交換申出書(様式第4号)を添付しなければならない。

4 条例第8条第2項の規定による通知は、市改良住宅入居決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(入居補充通知書等)

第4条 市長は、条例第11条第2項の規定により補充入居者を決定したときは、その旨を市改良住宅補充入居者決定通知書(様式第6号)により申込者に通知するものとする。

2 市長は、条例第11条第3項の規定により、補充入居者のうちから入居者を決定したときは、その旨を市改良住宅入居決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(請書)

第5条 条例第12条第1項第1号に規定する請書は、様式第7号によるものとする。

2 前項の請書には、緊急連絡人(入居者の安否の確認が必要な場合その他の緊急時に連絡の取れる者をいう。以下同じ。)が連署し、及び当該緊急連絡人の住民票の写しその他の身分を証明する書類を添付しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認める者については、この限りでない。

(緊急連絡人の変更届)

第6条 入居者が、請書を提出した後、緊急連絡人の死亡又は辞任の申出等により緊急連絡人を変更しようとするときは、緊急連絡人変更届(様式第8号)に請書を添付して市長に届け出なければならない。

2 入居者は、緊急連絡人が住所を変更したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(同居の承認)

第7条 入居者は、条例第13条の規定により、当該市改良住宅の入居の際に同居した親族以外の者(出生により親族となるものを除く。)を同居させようとするときは、市改良住宅同居承認申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収入証明書(様式第2号)、所得証明書その他収入を証する書類
- (2) 誓約書(様式第10号)
- (3) 同居予定者と入居者との続柄を証する書類
- (4) 同居予定者を同居させる理由を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の申請に対して承認又は不承認を決定したときは、その旨を市改良住宅同居(承認・不承認)決定通知書(様式第11号)により入居者に通知するものとする。

(同居者の異動届)

第8条 入居者は、同居者が次の各号のいずれかに該当した場合は、速やかに市改良住宅同居者異動届(様式第12号)に異動を証する書面を添付して市長に届け出なければならない。

- (1) 同居者が転出したとき。
- (2) 入居者又は同居者の出産により同居者が増加したとき。
- (3) 同居者が死亡したとき。

(入居の承継)

第9条 条例第14条の承認を得ようとする者は、市改良住宅入居者名義変更申請書(様式第13号)及び請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第3条第2項に掲げる書類を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の申請に対して承認又は不承認を決定したときは、その旨を市改良住宅名義変更(承認・不承認)決定通知書(様式第14号)により申請者に通知するものとする。

(収入の申告及び収入超過者等の認定等)

第10条 条例第15条の規定による収入の申告は、市長が別に定める期日までに、収入申告書(様式第15号)を提出することにより行うものとする。

2 前項の申告書には、次に掲げる書類で、入居者又は同居者に関するものを添付しなければならない。

- (1) 官公署の発行する収入証明書
- (2) 条例第7条第1項第2号アからエまでに該当する場合は、その旨を証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、条例第15条第3項の規定により収入の額を認定したとき(条例第30条第1項の規定により収入超過者を認定する場合を除く。)は、収入認定通知書(様式第16号)により当該額を当該入居者に通知するものとする。

4 市長は、条例第30条第1項の規定により収入超過者として認定したときは、収入認定及び収入超過者認定通知書(様式第17号)により当該入居者に通知するものとする。

5 条例第15条第4項及び第30条第2項の規定により意見を述べようとする者は、意見申出書(様式第18号)により行うものとする。

6 市長は、前項の意見申出書を審査した結果、収入の更正を認めるときは収入認定(収入再認定)更正決定通知書(様式第19号)により、更正を認めないときは収入認定(収入再認定)却下通知書(様式第20号)により当該入居者に通知するものとする。

7 年度途中において、収入が変動し、収入の再認定を求めようとする者は、収入が変動した日から30日以内に収入再認定申請書(様式第21号)を市長に提出しなければならない。

8 市長は、前項の収入再認定申請書を審査した結果、収入を再認定したときは収入再認定通知書(様式第22号)により、収入の再認定をしないときは収入再認定却下通知書(様式第23号)により当該入居者に通知するものとする。

9 第5項及び第6項の規定は、前項の再認定について準用する。

(改良住宅の家賃)

第11条 条例第16条の規定による市改良住宅の家賃は、別表第1のとおりとする。

(家賃等の減免又は徴収猶予の申請等)

第12条 条例第17条(条例第32条第3項の規定により準用する場合を含む。)又は条例第20条第2項の規定により、家賃、敷金又は割増賃料(以下「家賃等」という。)の減免を受けようとする者は家賃等減免申請書(様式第24号)により、徴収猶予を受けようとする者は家賃等徴収猶予申請書(様式第25号)により市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類で、入居者又は同居者に關するものを添付しなければならない。

(1) 収入証明書(様式第2号)、所得証明書その他収入を証する書類

(2) 住民票謄本

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の申請を審査した結果、家賃等の減免又は徴収猶予を決定したときは家賃等(減免・徴収猶予)決定通知書(様式第26号)により、減免又は徴収猶予しないときは家賃等(減免・徴収猶予)不決定通知書(様式第26号の2)により申請者に通知するものとする。

4 家賃等の減免又は徴収猶予を受けている者は、減免又は徴収猶予の事由が消滅したときは、速やかに家賃等(減免・徴収猶予)事由消滅届出書(様式第26号の3)により市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の届出があったときは、当該事由が消滅した日の属する月の翌月から減免又は徴収猶予の決定を取り消し、家賃等(減免・徴収猶予)取消通知書(様式第26号の4)により届出者に通知するものとする。

6 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、家賃等の減免又は徴収猶予の決定を取り消し、家賃等(減免・徴収猶予)取消通知書(様式第26号の4)により申請者に通知するとともに、取消しの事由が発生した日の属する月まで遡って、本来の家賃等を徴収する。

(1) 虚偽の申請をしていることが判明したとき。

(2) 第4項の届出がない場合において、減免又は徴収猶予の事由が消滅していることが判明したとき。

(3) 減免又は徴収猶予を受けている者が減額後の家賃等を滞納したとき。

(4) 減免又は徴収猶予の決定に付された条件に違反したとき。

(敷金の還付)

第13条 入居者が市改良住宅を立ち退き、敷金の還付を受けようとするときは、敷金還付請求書(様式第27号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、入居者が市改良住宅を立ち退いた場合において、条例第20条第3項ただし書の規定により未納の家賃及び割増賃料又は損害賠償金を敷金から控除したときは、敷金控除明細通知書(様式第28号)を添えて、残金を還付するものとする。

(住宅を使用しないときの届出)

第14条 条例第26条の届出をしようとする者は、市改良住宅一時不利用届(様式第29号)により市長に届け出なければならない。

(用途併用の承認)

第15条 条例第28条ただし書の規定により承認を得ようとする者は、市改良住宅用途併用承認申請書(様式第30号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に対して承認又は不承認を決定したときは、その旨を市改良住宅用途併用(承認・不承認)決定通知書(様式第31号)により申請者に通知するものとする。

(模様替及び増築の承認)

第16条 条例第29条第1項ただし書の規定により承認を得ようとする者は、市改良住宅模様替等承認申請書(様式第32号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に対して承認又は不承認を決定したときは、その旨を市改良住宅模様替等(承認・不承認)決定通知書(様式第33号)により申請者に通知するものとする。

(割増賃料)

第17条 条例第32条に規定する割増賃料の倍率は、次に掲げる表の左欄に定める区分に応じ、それぞれ右欄に定める倍率とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、条例第34条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず入居者がその請求に応じないときは、当該入居者の割増賃料の額は、家賃に100分の80を乗じて得た額とする。

入居者の収入	倍率
11万4,000円(条例第7条第1項第2号アからエまで(入居資格)に該当する場合は、13万9,000円)を超え、15万8,000円以下の場合	0.3
15万8,000円を超え、19万1,000円以下の場合	0.5
19万1,000円を超える場合	0.8

(割増賃料の決定通知)

第18条 市長は条例第32条第2項の規定により割増賃料を決定した場合は、割増賃料決定通知書(様式第34号)により当該入居者に通知するものとする。

(住宅のあつせん)

第19条 条例第33条の申出をしようとする者は、住宅あつせん申出書(様式第35号)により行うものとする。

(明渡しの届出)

第20条 条例第35条第1項に規定する明渡しをしようとする者は、市改良住宅明渡届(様式第36号)により市長に届け出なければならない。

(駐車場の使用申込等)

第21条 条例第38条第1項の申込みをしようとする者は、市改良住宅駐車場使用申込書(様式第37号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みに対し、使用の決定をしたときは、市改良住宅駐車場使用決定書(様式第38号)を交付するものとする。

(駐車場の使用者の選考)

第22条 市長は、条例第38条第1項の申込みをした者の数が、駐車場の設置台数を超える場合においては、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定するものとする。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な理由がある場合は、この限りでない。

(駐車場の使用変更)

第23条 駐車場の使用者は、駐車場の使用決定を受けた車両、自動車の保管場所、又は駐車場使用名義人を変更しようとするときは、駐車場使用変更申請書(様式第39号、様式第40号又は様式第41号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に対して決定をしたときは、市改良住宅駐車場使用決定書(様式第38号)を交付するものとする。

(駐車場の使用料)

第24条 駐車場使用料(以下「使用料」という。)は、別表第2に定める額とする。

(使用料の徴収)

第25条 市長は、駐車場の使用者から駐車場の使用を決定した日から駐車場の明渡しのあった日までの間、使用料を徴収する。

2 駐車場の使用者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日)までに、その月分の使用料を納付しなければならない。

3 駐車場の使用決定があった日又は駐車場の明渡しのあった日に係る月の使用料は、その月の使用期間が1月に満たないときは、日割計算とする。

4 駐車場の使用者が次条に規定する届出を経ないで駐車場の使用をやめたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が認定した日までの間の使用料を徴収する。

(駐車場の明渡し)

第26条 駐車場の使用者は、駐車場を明け渡そうとするときは、市改良住宅駐車場明渡届(様式第42号)により、その明渡し日の10日前までに市長に届け出なければならない。

(駐車場使用者の禁止行為)

第27条 駐車場の使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 駐車場を他に転貸し、又はその使用権を他に譲渡すること。

(2) 駐車場内に引火性若しくは発火性の物品等の危険物又は他の者の駐車場の支障となる物品等を持ち込むこと。

(3) 駐車場の原状を変更し、又はこれに工作物を設置すること。

(4) 駐車場を自動車の駐車以外の用途に供すること。

(5) 駐車場で騒音を発生させる等生活環境上支障となる行為を行うこと。

(6) 他の自動車の駐車を妨げる行為又は管理上支障となる行為を行うこと。

(7) その他前各号に準ずる行為を行うこと。

(市の損害賠償責任)

第28条 市長は、駐車場内において天災、火災、盗難、損傷、事故等が発生したことにより、駐車場の使用者が損害を受けることがあっても、その損害の責めを負わない。

(指定管理者の指定申請書等)

第29条 条例第44条の規定で定める申請書は、市改良住宅指定管理者指定申請書(様式第43号)によるものとする。

2 条例第44条の規定で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 法人でない団体にあっては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書(市町村長が発行するものに限る。)
- (3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- (4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、損益計算書、財産目録その他経理的基礎を有することを明らかにする書類(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録)
- (5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第30条 市長は、条例第45条の規定による選定をした場合は、申請団体に対し、豊見城市改良住宅及び地区施設指定管理者選定結果通知書(様式第44号)により通知する。

(指定管理者の指定)

第31条 市長は、条例第45条の規定により指定管理者の指定をしたときは、条例第46条の規定による告示後、速やかに指定管理者に対し、市改良住宅指定管理者指定書(様式第45号)を交付する。

(協定の締結)

第32条 市長は、指定管理者を指定したときは、改良住宅及び地区施設の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 管理に要する費用に関する事項
- (3) 個人情報等の管理に関する事項
- (4) 管理業務の報告に関する事項
- (5) 指定の取り消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書)

第33条 条例第48条の事業報告書は、市改良住宅指定管理者事業報告書(様式第46号)によるものとする。

(指定管理者の変更届)

第34条 指定管理者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかにその旨を市改良住宅指定管理者変更届出書(様式第47号)により、その事実を証する書面を添付して市長に届けなければならない。

- (1) 名称、主たる事務所の所在地又は代表者
- (2) 定款、寄附行為又はこれらに準ずる規約に定める事項
- (3) その他市長が定める事項

(市改良住宅管理人)

第35条 市改良住宅管理人は、次の各号の要件を備えているものうちから市長が委嘱する。

- (1) 市改良住宅の管理を行う能力を有し、かつ、管理人として適当と認められる者
 - (2) 身元が確実な者
- (市改良住宅管理人の職務)

第36条 市改良住宅管理人は、市改良住宅監理員の指導監督を受け、次の職務を行わなければならない。

- (1) 家賃の納入通知書の配布
- (2) 市改良住宅の入居又は明渡しの確認
- (3) 入居者から、条例及びこの規則の制定により提出する申請書等の取次ぎ
- (4) その他市改良住宅管理上必要な事項

(市改良住宅管理人の解任)

第37条 市長は、市改良住宅管理人が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

- (1) 病気等のため職務の執行が不可能であると認めるとき。
- (2) 市改良住宅管理人が当該市改良住宅から他に転居したとき。
- (3) その他市長が市改良住宅管理人として不適当であると認めるとき。

(立入検査証)

第38条 条例第50条第3項に規定する身分を示す証明書は、市改良住宅立入検査証(様式第48号)とする。

(その他)

第39条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月30日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際既に市改良住宅に入居している者に係る豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年豊見城市条例第23号)第32条第2項に規定する割増賃料の額については、平成26年3月31日までの間は、この規則による改正後の豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第17条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月8日規則第6号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日規則第18号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則様式第7号及び様式第9号の規定は、この規則の施行の日以後に提出するものについて適用し、同日前に提出したものについては、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月7日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(令和4年豊見城市条例第4号。以下「一部改正条例」という。)の施行前に一部改正条例による改正前の豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年豊見城市条例第23号)の規定により入居の決定があった者に係るこの規則による改正前の豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第5条に規定する請書及び同規則第6条に規定する連帯保証人変更届の取扱いについては、なお従前の例による。

(一部改正条例附則第3項の申請方法)

3 入居者又はその連帯保証人は、一部改正条例附則第3項の規定により連帯保証人を緊急連絡人に変更しようとするときは、連帯保証人廃止及び緊急連絡人設置承認申請書(附則様式第1号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その諾否を決定し、連帯保証人廃止及び緊急連絡人設置承認・不承認決定通知書(附則様式第2号)により、通知するものとする。

5 前項の規定により承認の通知を受けた者は、この規則による改正後の豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第5条に規定する請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(豊見城市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則の一部改正)

- 6 豊見城市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則(平成15年豊見城市規則第6号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

年 月 日

豊見城市長 殿

住所
氏名

連帯保証人廃止及び緊急連絡人設置承認申請書

連帯保証人を廃止し、新たに緊急連絡人を設置したいので、豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例附則第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 廃止する連帯保証人

現住所	
氏名	
電話番号	
入居者との関係	

2 新設する緊急連絡人

現住所	
氏名	
電話番号	
入居者との関係	

様

連帯保証人廃止及び緊急連絡人設置承認・不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった連帯保証人の廃止及び緊急連絡人の設置の承認について、下記のとおり決定したので、豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則附則第4項の規定により通知します。

年 月 日

豊見城市長

記

- 1 決定の内容 承認 ・ 不承認
- 2 条件又は理由

別表第1(第11条関係)

改良住宅家賃

団地名	住戸の型式		月額家賃
豊見城団地	2DK	約49㎡(約15.0坪)	3万500円
豊見城団地	3DK	約58㎡(約17.5坪)	3万5,900円
豊見城団地	2LDK	約58㎡(約17.5坪)	3万5,900円
豊見城団地	3LDK	約68㎡(約20.0坪)	4万1,800円

別表第2(第24条関係)

駐車場使用料

団地名	使用料(月額)
豊見城団地	2,000円

(表面)

豊見城団地市改良住宅	申込 区分	一 その他()	般	受付 番号		
市改良住宅入居申込書						
年 月 日						
豊見城市長 殿						
申込者 ふりがな 氏 名						
次のとおり市改良住宅に入居したいので申し込みます。 なお、申込書に虚偽の記載があるときは、無効とされても不服を申しません。						
現住所	沖縄県豊見城市字 (電話番号)			勤務先	所在地 名称 (電話番号)	
市改良住宅に入居しようとする者。	続柄	氏 名	生年月日	年齢	職 業	過去1年間の収入額
	本人					
※ 世帯の収入月額 (円) - (円) ÷ 12 = (円)						
住宅の困窮状況 該当事項について、○印をつけ所要事項を記入してください。						
1	住宅以外の建物又は場所に居住している。(倉庫、事務所、その他)					
2	保安上危険又は衛生上有害な状態にある住宅に居住している。 (老朽住宅、仮設住宅、その他)					
3	他の世帯と同居して生活し著しく不便である。現在の住宅規模・間取りと世帯員との関係から衛生上不適当な居住状態にある。『便所(専用 共用)、炊事(専用 共用)風呂(専用 共用)、部屋(室 畳)、(借家 間借 下宿 寮 その他)』					
4	同居しようとする親族があるが住宅がないため親族と同居することができない。					
5	正当な立退要求を受けているが立退先がない。(立退期限 その他)					
6	勤務先から著しく遠隔地に居住している。(片道通勤時間 その他)					
7	毎月の収入に比較して現在の家賃は著しく過重である。(家賃 円)					
8	婚約が成立しているが住宅がないため結婚ができない。(婚約成立 年 月 日)					
9	その他(理由)					

(注) ※印欄は記入しないこと。

※希望住宅型式に○をつけてください。

希望住戸型式	2DK	2LDK	3DK	3LDK	3LDK(車椅子対応)
--------	-----	------	-----	------	-------------

(裏面)

現住所付近の見取図

※実態調査表

一般、その他

現在居住している住宅の平面図
(間取り及び畳数を表示すること。)

実態調査の結果、上記のとおり相違ありません。

年 月 日

提示すべき書類

※確認

収入を証する書類

立退要求、婚約を証する書類

条例第7条第1項第2号アからエに該当する場合は、その旨を証する書類

住民票謄本

完納証明書又は非課税証明書

その他

調査員
職氏名

収 入 証 明 書

年 月 日

豊見城市長 殿

住 所
職 業
氏 名

月 別	給料 (税込)	賞与 (税込)	その他 (税込)	計	月 別	給料 (税込)	賞与 (税込)	その他 (税込)	計
月					月				
月					月				
月					月				
月					月				
月					月				
月					月				
					合 計				

上記のとおり給与を支給したことを証明します。
年 月 日

所 在 地
名 称
代 表 者
電 話 番 号

()

印

- (注) 1 入居の申込みをした日の月の前月から過去1年間の収入を記載すること。
2 入居家族のうち本人以外に収入のある者があるときは、この収入証明書は別々に書いて提出すること

市改良住宅変更申出書

年 月 日

豊見城市長 殿

申出者

市改良住宅 団地 棟 号

氏 名

次のとおり住宅の変更をしたいので申し出ます。

希望する団地	団地 棟 号	勤務先	
希望住戸の型式		収入	月平均収入
		世帯員数	

理 由

市改良住宅交換申出書

年 月 日

豊見城市長 殿

申出者

市改良住宅 団地 棟 号

氏 名

市改良住宅 団地 棟 号

氏 名

私たちは、それぞれ市改良住宅に入居していますが、下記の理由により市改良住宅を交換したいので申し出ます。

記

交換希望住宅名	理 由	入居者氏名	家賃完納の有無

市改良住宅入居決定通知書

第 号
年 月 日

殿

豊見城市長

回

年 月 日付けで申込みのあった市改良住宅の入居については、次のとおり条件を付して入居を決定したので通知します。

市改良住宅の所在地			
住 宅 番 号	棟 号		
入居決定した世帯員数			
家 賃	月額	円	敷 金
入 居 可 能 日	年	月	日

条件

- 1 入居決定のあった日から 10 日以内に緊急連絡人 1 名の連署する請書を提出してください。
- 2 敷金は別に発行する払込書により指定金融機関に払い込んでください。
- 3 豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例及び豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則を遵守してください。
- 4 火気については、特に注意してください。
- 5 建物の模様替、増築をしないでください。
- 6 建物の破損は速やかに届け出てください。なお、ガラス、畳等の修理は入居者の負担となります。
- 7 市改良住宅の転貸はしないでください。
- 8 市改良住宅を退去するときは、畳、ふすま類はきれいにし、市改良住宅明渡届（様式第 36 号）を 10 日前までに提出し、係員の点検を受けてください。
- 9 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、市改良住宅の明渡請求をすることがあります。
 - (1) 不正の行為によって入居したとき。
 - (2) 家賃及び割増賃料を 3 月以上滞納したとき。
 - (3) 市改良住宅又は地区施設を故意に毀損したとき。
 - (4) 正当な事由によらないで 15 日以上市改良住宅を使用しないとき。
 - (5) 同居の承認を得ずに同居させたとき。
 - (6) 入居承継の承認を得ずに入居したとき。
 - (7) 保管義務に違反したとき。

市改良住宅補充入居者決定通知書

第 号
年 月 日

殿

豊見城市長

回

さきに市改良住宅の補充入居者の募集をしたところ、補充入居者と決定したので通知します。

なお、入居が可能となった場合は、市改良住宅入居決定通知書により通知します。

また、空き住宅が発生しない場合は、入居できないことがあります。

注意

補充入居者の入居順位は、次期補充入居者の順位決定日の前日に失効します。

請 書

市改良住宅所在地
 住宅番号 棟 号
 ただし、畳建具その他造作一式
 家賃は条例に基づき算定された額

上記住宅の入居の決定を受けましたので、豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例、豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及び下記条項を遵守します。後日のために緊急連絡人連署の上、本請書を提出します。

記

- 1 毎月指定された日までに当月分の家賃を納めます。
- 2 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為はしません。
- 3 市改良住宅内においては、いかなる営業もしません。
- 4 市改良住宅内においては、他人の迷惑となるような家畜獣類は飼育しません。
- 5 市改良住宅の内外側を問わず、無断で模様替、増築をしません。
- 6 市改良住宅の小修理については、私の負担において実施します。
- 7 市改良住宅を他人の迷惑となるような集会に使用しません。
- 8 入居が決定しても市改良住宅入居申込書に虚偽の記入があった場合又は資格に違反した点があった場合は、失格者として処理されても不服を申し立てません。
- 9 市改良住宅を譲渡し、若しくは転貸し、又は無断で同居人を入れることはしません。
- 10 入居後3年を経過して収入基準を超過している場合は、当該住宅の明渡しの努力をします。
- 11 世帯全員が転出する場合は、市改良住宅を返還します。
- 12 入居者の緊急時に連絡の取れる者を緊急連絡人として指定します。

年 月 日

入居者	本 籍	
	現 住 所	
	氏 名	㊟
	電話番号	
緊急連絡人	現 住 所	
	氏 名	
	電話番号	
	入居者との関係	

豊 見 城 市 長 殿

緊急連絡人変更届

年 月 日

豊見城市長 殿

届出者

市改良住宅 団地 棟 号

氏 名

旧緊急連絡人

下記の者を緊急連絡人としたいので、同人が連署した請書を添付の上、届け出ます。

記

死 亡
辞 任 申 出
住所変更その他

理
由

新 緊 急 連 絡 人

氏 名

現 住 所

電 話 番 号 ()

※ 請書(様式第7号)を添付すること。ただし、住所変更であれば請書を添付する必要はありません。

市改良住宅同居承認申請書

年 月 日

豊見城市長 殿

申 請 者

市改良住宅 団地 棟 号

氏 名

私は下記理由により、上記市改良住宅に下記の者を同居させたいので申請します。

記

同居させようとする者の氏名										
入居者と同居者との続柄										
同居させようとする期日				年 月 日 から						
現 同 居 世 帯	氏 名	続柄	年齢	新 同 居 世 帯	氏 名	続柄	年齢	職業	月収	
理 由										

- (注) 1 収入証明書(様式第2号)、所得証明書その他収入を証する書類を添付すること。
 2 誓約書(様式第10号)を添付すること。
 3 同居予定者と入居者との続柄を証する書類を添付すること。
 4 同居予定者を同居させる理由を証する書類を添付すること。
 5 その他市長が必要と認める書類

年 月 日

豊見城市長 殿

申出者

市改良住宅 団地 棟 号

氏 名

誓 約 書

私は、下記の事項を遵守していることを誓約します。

記

- 1 不正の行為により入居していません。
- 2 家賃及び割増賃料は、3月以上滞納していません。
- 3 市改良住宅又は地区施設を故意に毀損していません。
- 4 正当な事由によらないで15日以上市改良住宅を使用しなかったことはありません。
- 5 保管義務に違反する行為をしたことはありません。
- 6 豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例及び豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に違反する行為をしていません。

市改良住宅同居（承認・不承認）決定通知書

第 号
年 月 日

市改良住宅 団地 棟 号
殿

豊見城市長 回

年 月 日付けで申請のありました同居については、次のとおり決定した
たので通知します。

決 定 の 内 容	<input type="checkbox"/> 承 認 <input type="checkbox"/> 不 承 認
不 承 認 の 理 由	
備 考	

市改良住宅同居者異動届

年 月 日

豊見城市長 殿

届出者

市改良住宅 団地 棟 号
氏 名

下記のとおり同居者に異動がありましたので届けます。

記

異動区分	<input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 死亡			
異動年月日	年 月 日			
氏 名	続 柄	年 齢	月 収	勤 務 先
備 考				

(注) □のある欄は、該当する事項の□内にレ印を記入してください。

市改良住宅入居者名義変更申請書

年 月 日

豊見城市長 殿

申請者

市改良住宅 団地 棟 号

氏 名

現入居者氏名

私は下記理由により、上記市改良住宅の入居者名義を変更したいので申請します。

記

現入居者と申請者との続柄						
申請者がこの住宅に入居した日		年 月 日 から				
同居世帯	氏 名	続 柄	年 齢	氏 名	続 柄	年 齢
		本 人				
入居者名義変更の理由		<input type="checkbox"/> 入居者の死亡による <input type="checkbox"/> 入居者の退去による				
備 考						

- (注) 1 請書(様式第7号)を添付すること。
 2 変更の理由を証する書類を添付すること。
 3 のある欄は、該当する事項の内にレ印を記入してください。

市改良住宅名義変更（承認・不承認）決定通知書

第 号
年 月 日

市改良住宅 団地 棟 号
殿

豊見城市長 印

年 月 日付けで申請のありました入居者名義の変更については、次のとおり決定したので通知します。

決定の内容		<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認
承認の内容	団地名		
	住宅所在地		
	住宅番号		
	新名義人		
不承認の理由			
備考			

(表面)
収 入 申 告 書

年 月 日

豊見城市長 殿

申 告 人

市改良住宅 団地 棟 号

氏 名

電 話 番 号 ()

豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例第15条の規定により、私及び同居者の前年1月1日から12月31日までの収入証明書を添付のうえ、下記のとおり申告します。

入居者及び同居者			職業、勤務先又は事業所		年 間 収 入 金 額		備 考	※市町村民税原簿
続 柄	氏 名	年 齢	名 称	所在地(電話番号)	給 与 所 得	給与以外の所得		
本 人								
条例第7条第1項第2号アからエに規定する者の該当の有無			①身体障害者 ②精神障害者 ③知的障害者 ④高齢者 ⑤戦傷病者 ⑥原爆被爆者 ⑦引揚者 ⑧ハンセン病療養所入所者等 ⑨同居者が小学校就学始期に達するまでの者					
※収入月額		円	※控除対象配偶者及び扶養親族		人	※収入基準対象額		円
※収入基準額		円	※収入基準超過の有無		有 無			

(注) 1 ※印欄は記入しないで下さい。
2 条例第7条第1項第2号アからエに該当する場合は、その旨を証する書類を添付すること。
3 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第1条第3号イからトまでに規定する額を控除する場合は、その旨を証する書類を添付すること。
(裏面)

収入証明書添付欄

収入のある本人及び同居者全員の収入証明書等(給与所得等源泉徴収される所得の場合は、源泉徴収義務者発行の源泉徴収票又は市町村長若しくは税務署が発行する所得証明書)をこの欄に添付してください。

収入申告書の記載上の注意

- 本人及び同居者全員の氏名、続柄、年齢及び所得のある方は、職業、勤務先又は事業所の所在地、名称等を記入してください。
- 年間収入金額は、前年1月1日から12月31日までの所得税課税対象となった収入の総額を記入してください。
 - 給与所得については、支払総額(いわゆる税込み金額)を記入してください。
 - 事業所得者及びその他の所得者は、この申告書に添付する所得額証明書の所得額を記入してください。
- 「備考」欄には、その年の途中で就業又は退職した場合等において、その年月日その他参考になる事項を記入してください。
- この収入申告書は、来る6月30日までに必ず提出してください。
- この収入申告書を提出期限までに提出しなかった場合は、近傍同種の住宅の家賃(民間賃貸住宅の家賃並)の範囲内で、家賃のほかに割増賃料の最高額を徴収することがありますので、必ず提出してください。
- 虚偽の申告をされますと、家賃のほかに割増賃料の最高額を徴収することになりますので、そのようなことがないように申告をしてください。
- 「条例第7条第1項第2号アからエ」の欄は、該当する場合は、該当する事項を○印で囲んでください。

収入認定及び収入超過者認定通知書

第 年 月 日
号

市改良住宅 団地 棟 号
殿

豊見城市長 印

あなたの収入金額(同居者の収入も含む。)を下記のとおり認定しましたので、通知します。

この収入は、市改良住宅入居者資格の収入基準を超えていますので、豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例第31条の規定により 年 月 日から改良住宅を明け渡すよう努力する義務が発生します。

なお、引き続き入居することもできますが、そのときは豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例第32条の規定により家賃のほかに割増賃料を徴収します。

この認定について疑問のある方又は不服のある方は、通知を受けた日から30日以内に所定の用紙にその事実を証する書類を添えて意見の申出ができます。

記

住宅地区改良法でいうあなたの収入 円

収入のある同居者	年間収入	年間所得額	摘 要
合 計			

控除の内訳 ×

年間所得額 控除総額
()-()÷12= 円

意見申出書

年 月 日

豊見城市長 殿

申出者

市改良住宅 団地 棟 号
氏 名

収 入 認 定

年 月 日付で 収入認定及び収入超過者認定 の通知を受けましたが、

収 入 再 認 定

これについて私（同居者を含む。）の収入は、添付しました証明書の示すように次のとおりでありますので再度調査をお願いします。

入居者及び同居者			職業又は勤務先		年間収入金額		備 考
続柄	氏 名	年 齢	名 称	所 在 地 (電話番号)	給与所得	給与所得 以外の所得	
本人							

意見申出の理由

※ ここから下は記入しないでください。

収 入 月 額	認定通知 記載金額	円	扶 養 親 族 数	認定通知 記載数	人	住 宅 地 区 改 良 法 で い う 収 入	認定通知 記載金額	円
	意見申出 記載金額	円		意見申出 記載数	人		意見申出 記載金額	円
	更正決定 金 額	円					更正決定 金 額	円

収入認定(収入再認定)更正決定通知書

第 年 月 日 号

市改良住宅 団地 棟 号
殿

豊見城市長 印

年 月 日付けで提出のありました収入認定(収入再認定)に係る意見申出書を審査した結果、下記のとおり収入の更正を決定したので通知します。

記

収入のある者の氏名	所得税控除後の 年間収入金額	左の収入月額	摘要
扶養親族数	人 合計	円	
収入更正決定額	円		
更正後の収入超過者としての有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
備考			

収入認定(収入再認定)却下通知書

第 号
年 月 日

市改良住宅 団地 棟 号
殿

豊見城市長 印

年 月 日付け収入認定(収入再認定)に対するあなたからの 年
月 日付けの意見申出を受け、重ねて調査した結果、次の理由によりその意見を
却下したので通知します。

理 由

収入再認定申請書

年 月 日

豊見城市長 殿

申請者

市改良住宅 団地 棟 号

氏 名

年 月 日付けて認定された私(同居者を含む。)の収入が下記のとおり
変動したので変動後の認定を申請します。

記

1 変動した理由及び年月日

理由	年月日	年月日
----	-----	-----

2 変動の内容

(1) 収入変動

続柄	収入のある者の氏名	職業又は勤務先の名称	収入認定通知金額	収入変動認定申請額
本人			年間	
			月	
			年間	
			月	
			年間	
			月	
			年間	
			月	
合 計			年間	
			月	

(2) 扶養親族の変動

変動のあった扶養親族の氏名

同居している扶養親族			別居している扶養親族		
続柄	氏名	生年月日	続柄	氏名	生年月日
変動前の扶養親族 人			変動後の扶養親族 人		

- (注) 1 収入変動は、給与所得の場合は源泉徴収票、給与所得以外の場合は市町村長又は税務署が発行する所得証明書をそれぞれ添付すること。
2 扶養親族の変動は、出生証明書、扶養事実証明書等の扶養を証明する書類を添付すること。

収入再認定通知書

第 年 月 日
 号

市改良住宅 団地 棟 号

殿

豊見城市長

回

年 月 日付けで、提出のありました収入再認定申請書を審査した結果、
 下記のとおり収入の更正を決定したので通知します。

記

収入のある者の氏名	所得税控除後の 年間収入金額	左の収入月額	摘要
扶養親族数	人 合計	円	
収入更正決定額	円		
更正後の収入超過者としての有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
備考			

収入再認定却下通知書

第 号
年 月 日

市改良住宅 団地 棟 号
殿

豊見城市長 印

年 月 日付けでありました収入再認定申請書を審査した結果、次の理由によりその申請を却下したので通知します。

理 由

家賃等減免申請書

年 月 日

豊見城市長 殿

申 請 者

市改良住宅 団地 棟 号

氏 名

下記の理由により(家賃・敷金・割増賃料)の減免を申請します。

記

理 由						
同居者の状況	氏 名	続 柄	年 齢	平 均 月 収	職 業	摘 要
生計の状況	収 入 の 部			支 出 の 部		
	項 目	金 額	項 目	金 額		
※ 減免額			※ 減免期間	自 至	年 月 日	年 月 日
備 考						

- (注) 1 収入の変動に伴う、家賃の再認定をしない場合は「生計の状況」欄の記載は必要ありません。
 2 理由を証する証明書、入居者及び同居者の収入証明書を添付すること。
 3 「同居者の状況」には別居の扶養親族を含みます。
 4 ※印欄は記入しないでください。

家賃等徴収猶予申請書

年 月 日

豊見城市長 殿

申請者

市改良住宅 団地 棟 号

氏 名

下記の理由により家賃等を納付期限までに納めることが、困難なため(家賃・敷金・割増賃料)の徴収猶予を申請します。

記

家賃	月 額	円
徴収猶予を希望する金額	家賃 敷金 割増賃料 合計	月分 円 円 円 円
徴収猶予を希望する期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
納付方法		
理由		
備考		

家賃等(減免・徴収猶予)決定通知書

第 号
年 月 日

市改良住宅 団地 棟 号
殿
豊見城市長 回

年 月 日付けで申請のあった家賃等の減免(徴収猶予)については、下記のとおり決定したので通知します。

記

家賃、敷金及び割増賃料の額	家賃の額			円
	敷金の額			円
	割増賃料の額			円
減免する額及び期間	割合	金額	期間	
			年 月 日 から 年 月 日 まで	
徴収を猶予する額及び期間	円			
	年 月 日 から 年 月 日 まで			
備考				

家賃等(減免・徴収猶予)不決定通知書

第 年 月 日
号

市改良住宅 団地 棟 号
殿

豊見城市長



年 月 日付けで申請のあった家賃等(家賃・割増賃料・敷金)の減免(徴収猶予)については、決定しないこととしたので、下記のとおり通知します。

理 由

家賃等(減免・徴収猶予)事由消滅届出書

年 月 日

豊見城市長 殿

届出者

市改良住宅 団地 棟 号

氏 名

年 月 日付け、第 号で決定通知のあった家賃等(家賃・割増賃料・敷金)の減免(徴収猶予)について、下記のとおり事由が消滅したので届出いたします。

記

決定内容		割合	金額	期間
家賃	減免			年 月 日 から
割増賃料				
敷金	徴収猶予			年 月 日 まで

理由

家賃等(減免・徴収猶予)取消通知書

第 年 月 日
第 号

市改良住宅 団地 棟 号
殿

豊見城市長



年 月 日付け、第 号により決定通知した家賃等
(家賃・割増賃料・敷金)の減免(徴収猶予)については、下記の理由により取り消し
ましたので通知します。

理 由

敷金還付請求書

請求額 円

ただし、市改良住宅入居の際、納付した市改良住宅の入居敷金

市改良住宅 団地 棟 号

立退年月日 年 月 日 退去

上記のとおり、市改良住宅を立ち退きましたので敷金の払戻しを請求します。

年 月 日

豊見城市長 殿

住 所

氏 名

振込先

金融機関名	
預金の種類	
口座番号	
口座名義人	

敷金控除明細通知書

第 号
年 月 日

殿

豊見城市長

回

あなたが納付していた市改良住宅入居敷金は、下記明細書のとおり控除したので通知します。

記

控 除 明 細 書

	事 項 名	金 額	備 考
	敷 金	円	
控 除 額	未 納 の 家 賃	円	
	未 納 割 増 賃 料	円	
	損 害 賠 償 金	円	
	控 除 額 計	円	
	差 引 還 付 額	円	

市改良住宅一時不使用届

年 月 日

豊見城市長 殿

届出者

市改良住宅 団地 棟 号

氏 名

私は下記の理由により市改良住宅を一時使用しないので届け出ます。
 なお、使用しない期間の市改良住宅の保管一切その責任を負います。

記

使用しない理由	
使用しない期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
入居者及び同居者の滞在場所	
使用しない期間の住宅管理方法	
管理責任者	住所 氏名 電話番号 ()

市改良住宅用途併用承認申請書

年 月 日

豊見城市長 殿

申請者

市改良住宅 団地 棟 号

氏 名

下記のとおり市改良住宅の用途を併用したいので承認くださるよう申請します。

記

用 途	
現 使 用 住 宅	造 階 建 間
用途を併用する部分 (略図添付)	
用途併用の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
理 由	

市改良住宅用途併用（承認・不承認）決定通知書	
市改良住宅	団地 棟 号 殿
	第 年 月 日
	豊見城市長 回
年 月 日付けで申請のあった市改良住宅用途併用については、次のとおり決定したので通知します。	
決 定 の 内 容	<input type="checkbox"/> 承 認 <input type="checkbox"/> 不 承 認
承認の内容	併用を承認する用途
	用途を併用する部分
	用途を併用する期間
	承認の条件
不承認の理由	
備 考	

市改良住宅模様替等承認申請書

年 月 日

豊見城市長 殿

申請者

市改良住宅 団地 棟 号

氏 名

模様替 増 築 部分の名称	
増築部分の面積	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
工事期間	
模様替 増 築 の目的又は理由	
<p>上記のとおり模様替又は増築をしたいので設計図書を添えて申請します。 なお、承認のうえは下記事項を堅く守り、後日、不服の申し立ては致しません。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 模様替又は増築は、承認通知書及び設計図書のとおり実施すること。 2 模様替又は増築について、取除きの指示があった場合は、自費で撤去して原形に復すること。 3 市改良住宅明渡しの際は、豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例第29条第2項の規定により、自費で撤去して原形に復すること。</p>	

市改良住宅模様替等（承認・不承認）決定通知書

市改良住宅 団地 棟 号 殿
 第 年 月 号 日
 豊見城市長 回

年 月 日付けで申請のあった市改良住宅の模様替又は増築については、次のとおり決定したので通知します。

決 定 の 内 容	<input type="checkbox"/> 承 認 <input type="checkbox"/> 不 承 認
承認の条件	1 模様替又は増築は、承認申請書及び設計図書に記載されたとおり実施すること。 2 市改良住宅管理の必要上、取除きを指示した場合、即時及び無条件で撤去して原形に復すること。 3 市改良住宅明渡しの際は、自費で撤去して原形に復し、係員の確認を受けること。
不承認の理由	
備 考	

割増賃料決定通知書

第 年 月 日
号

市改良住宅 団地 棟 号

殿

豊見城市長

回

あなたの割増賃料については、豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例第32条第2項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

割増賃料の額	円
家賃()+割増賃料()=()	
当該割増賃料の適用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
備考	

住宅あっせん申出書

年 月 日

豊見城市長 殿

団地名
住宅番号
入居年月日
申出者氏名

団地
棟号
年 月 日

続柄	氏名	年齢	職業	年間所得額	勤務先又は事業所	
					名称	所在地

年 月 日から上記のとおり収入超過したので、現市改良住宅を明け渡すよう努めているが、適当な移転先がないので世帯状況を考慮のうえ、下記により住宅のあっせんをお願いします。

希望事項	あっせん希望住宅の種別	希望家賃	希望地域
	1 沖縄県住宅供給公社住宅		
	2 その他の住宅		

備考

市改良住宅明渡届

年 月 日

豊見城市長 殿

届出者

市改良住宅 団地 棟 号

氏 名

次のとおり市改良住宅を明け渡したいので届け出ます。

明 渡 年 月 日	
移 転 先	
明 渡 理 由	
用途変更、模様替 増築等の処置	
今まで同居していた 親族の処置	
電気、水道及びガス 料金の処置	
最終家賃納入年月日	年 月 日
家賃滞納額の有無	

- (注) 1 明渡届は、退去する10日前までに必ず提出すること。
 2 電気、水道、ガス等は、廃止の手続を執り、退去の際、料金の支払領収書を係員に提示すること。

年 月 日

市改良住宅駐車場使用申込書

豊見城市長 殿

駐車場区画番号	番
---------	---

上記区画番号の駐車場を使用したいので必要書類を添えて提出します。

申請者	住所	市改良住宅 団地 棟 号		自宅電話番号	- -
	フリガナ		性別	生年月日	1. 大正 2. 昭和 年 月 日 3. 平成
	氏名		1. 男 2. 女		
	1. 勤務先名称 電話番号 - - 2. 無 職		申請区分	1. 障害者 2. 公的機関の副申がある者 3. その他の者	
住宅名義人氏名		申請者との関係			

自動車検査証の内容をそのまま記入してください。

駐車する自動車	自動車登録番号又は車両番号/自動車予備検査証番号		車名	自動車の種別		
				1. 軽 2. 小型 3. 普通		
	車台番号	長さ	幅	高さ	総排気量	車両重量
		500cm以下 cm	190cm以下 cm	230cm以下 cm	cc	2,200kg未満 kg
	所有者の氏名又は名称					
	所有者の住所					
	使用者の氏名又は名称					
	使用者の住所					
申請者の氏名と、所有者の氏名が異なる場合は、その理由	1. 割賦購入 2. 所有者より購入したが、名義変更が済んでいない。 3. 同居家族の名義にしている。		4. 購入予定(年 月 日ごろ) 5. その他()			

※申請時に提出していただく書類

- 住民票謄本(世帯全員のもので続柄の記載があるもの)
 - 申請者の運転免許証の写し
 - 自動車検査証の写し(車の所有者、自家用、車の大きさ等を確認します。)
 - 新車を購入予定の方は、完成検査修了証又は自動車会社の販売証明書
 - 中古車を購入予定の方は、自動車検査証の写し又は抹消登録証の写し
 - 障害者の方は、身体障害者手帳又は療養手帳
 - 当該自動車に係る自動車税納税通知書兼領収書の写し又は納税証明書
- 上記のほか申込書の審査に当たり必要ときは、別の書類の提出を求めることがあります。

(表面)

市改良住宅駐車場使用決定書

市改良住宅

団地 駐車場

棟

号

殿

豊見城市長

回

自動車登録番号

駐車場区画番号

番

使用許可有効期間

年

月

日から

年

月

日まで

ただし、期間満了の日の10日前までに市改良住宅駐車場明渡届の提出がなく、かつ、豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例第40条の規定による駐車場の明渡しの請求がない場合は、期間は1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

使用許可書発行年月日

年

月

日

お願い

- ・駐車するときは、本書を外部から見えるダッシュボードの上に必ず置いてください。
- ・本書は、警察に提出する保管場所使用承諾証明書としては使用できません。
- ・裏面の注意事項に留意のうえ、所定の駐車区画をご利用下さい。

(裏面)

※ 本書は、各種申請の手続きに必要です。

◎ 使用者は、次のことを遵守し秩序正しく使用すること。

- 1 本書を表示し、所定の位置に駐車すること。
- 2 駐車場内にたばこの吸殻、紙くず類等を捨てないように心がけ、清潔な利用をすること。
- 3 駐車場内の事故を未然に防ぐような運転に努めること。
- 4 使用許可を受けた内容に変更を生じた場合は、速やかに駐車場使用変更申請書を提出すること。
ただし、その変更内容に疑義がある場合は使用許可の取消しをすることがあります。

◎ 使用者は、次の行為をしてはいけません。

- 1 駐車場を他に転貸し、又はその使用权を他に譲渡すること。
- 2 駐車場内に引火性若しくは発火性の物品等の危険物又は他の者の駐車に支障となる物品等を持ち込むこと。
- 3 駐車場の現状を変更し、又はこれに工作物等を設置すること。
- 4 駐車場を自動車の駐車以外の用途に供すること。
- 5 駐車場で騒音など生活環境上支障となる行為をなすこと。
- 6 他の者の駐車を妨げる行為又は支障となる行為

をなすこと。

7 その他前各号に準ずる行為をなすこと。

◎ 駐車場の明渡し

使用者が市改良住宅を退去するとき、あるいは駐車場の使用を必要としなくなったときは、10日前までに市改良住宅駐車場明渡届を提出すること。(使用料は、日割計算となります。)

◎ 使用許可の取消し等

駐車場使用者が、豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例及び同施行規則並びにこれに基づく指示に違反したときは、使用許可の取消し等を行います。
この場合、使用者に損害を及ぼすことがあっても、市は賠償の責任を負いません。

◎ 損害賠償

使用者は、自己の責めに帰すべき事由によって、駐車場又はその附帯する設備を滅失し、又はき損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

◎ 市の免責

市は、駐車場内において、天災、火災、盗難、損傷事故等が発生したことにより、使用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負いません。

年 月 日

駐車場使用変更申請書（場所変更用）

豊見城市長 殿

自動車の保管場所を変更したので、必要書類を添えて申請します。

使 用 者	住 所	〒 市改良住宅 団地 棟 号	駐 車 区 画 番 号	
	フリガナ		自 宅 電 話 番 号	- -
	氏 名			

保 管 場 所	現 在 の 区 画 番 号	番	変 更 後 の 区 画 番 号	番
変 更 理 由	1. 豊見城市の指示による。 2. その他			

※用意していただくもの

1. 変更の理由を具体的に証明できる書類
2. 市改良住宅駐車場使用決定書

年 月 日

駐車場使用変更申請書 (使用名義人変更用)

豊見城市長 殿

駐車場使用名義人の変更をしたいので、関係書類を添えて申請します。

御確認のうへは市改良住宅駐車場に関する一切の権利義務を継承することについて異議ありません。

旧 使 用 者	住 所	〒 市改良住宅 団地 棟 号		駐 車 区 画 番 号	
	フリガナ			自 宅 電 話 番 号	- -
	氏 名				

新 使 用 者	フリガナ			性 別	生 年 月 日	1. 大正 2. 昭和 3. 平成	年 月 日
	氏 名						
	旧(現在の) 使用者との 続 柄	1. 配偶者 2. 親 3. 子供	4. 兄弟・姉妹 5. その他 ()	1. 勤務先名称 電 話 番 号 - - 2. 無 職			
変更を要する 理 由	1. 結婚 (年 月 日) 2. 離婚 (年 月 日) 3. 死亡 (年 月 日)		4. 転居 (年 月 日) 5. その他 ()				

(変更の条件)

1. 旧使用者が死亡若しくは転居又は特別の事情がある場合において、当該市改良住宅に入居決定を受け同居している者に限る。
2. 届出事項が事実と相違する場合は、使用許可の取消しを行うことがある。

※用意していただくもの

1. 変更の理由及び旧(現在の)使用者と新使用者との続柄を確認できる住民票等の書類
2. 新使用者の運転免許証の写し
3. 自動車検査証の写し
4. 旧使用者の市改良住宅駐車場使用決定書

年 月 日

市改良住宅駐車場明渡届

豊見城市長 殿

私は、現在使用している市改良住宅の駐車場を明け渡しますので、市改良住宅駐車場使用決定書を添えて届け出ます。

なお、市改良住宅駐車場で得た「車庫証明」については、所轄警察署において自動車保管場所の変更手続を速やかに行います。

使用者	住所	〒 市改良住宅 団地 棟 号	駐 車 区画番号	
	フリガナ		自 宅	- -
	氏 名		電 話 番 号	- -

理 由 (当該項目を○で囲んでください。)	1. 退去のため (退去年月日: 年 月 日) 2. 車を廃車にしたため 3. 車を売却したため 4. 車を譲渡したため 5. 団地以外の駐車場に契約したため 6. その他 ()
※理由1の該当者のみ記入 (詳しく記入してください。)	移転先住所 〒 電話番号 - -

市改良住宅指定管理者指定申請書

年 月 日

豊見城市長 殿

申請者

所在地

団体の名称

代表者氏名

下記施設について、指定管理者の指定を受けたいので、豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例第44条の規定により申請します。

記

施設の名 称 豊見城市改良住宅及び地区施設

添付書類

- 1 当該施設の管理の業務に関する事業計画書
- 2 法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書(市町村長が発行するものに限る。)
- 4 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 5 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、損益計算書、財産目録その他経理的基礎を有することを明らかにする書類(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)
- 6 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- 7 その他市長が必要と認める事項

第 号
年 月 日

団体の名称

代表者氏名

殿

豊見城市長

回

市改良住宅指定管理者選定結果通知書

年 月 日付けで申請のありました指定管理者の候補者については、豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例第 45 条の規定により、次のとおり選定しましたので通知します。

公の施設の名称	豊見城市改良住宅及び地区施設
公の施設の所在地	豊見城市字平良及び字高嶺地内
選定した法人等	
選定した理由	

豊見城市指令第 号
年 月 日

団体の名称

代表者氏名

殿

豊見城市長

回

市改良住宅指定管理者指定書

豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第45条の規定により、次のとおり指定管理者に指定する。

管理する 施設の名称	豊見城市改良住宅及び地区施設
管理する 施設の所在地	豊見城市字平良及び字高嶺地内
指定期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

市改良住宅指定管理者事業報告書

年 月 日

豊見城市長 殿

指 定 管 理 者

所 在 地

団 体 の 名 称

代 表 者 氏 名

施設の管理業務について、豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例第48条の規定により、下記のとおり報告します。

記

施 設 の 名 称 豊見城市改良住宅及び地区施設

添 付 書 類

- 1 市改良住宅及び地区施設の管理業務の実施状況及び利用状況
- 2 市改良住宅及び地区施設の管理業務に係る経費の収支状況
- 3 家賃、割増賃料、使用料等の収入実績
- 4 その他市長が必要と認める事項

市改良住宅指定管理者変更届出書

年 月 日

豊見城市長 殿

指 定 管 理 者

所 在 地

団 体 の 名 称

代 表 者 氏 名

下記のとおり変更したいので、豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例
施行規則第34条の規定により届け出ます。

記

- 1 施設の名称 豊見城市改良住宅及び地区施設
- 2 変更した事項及び内容

3 変 更 年 月 日 年 月 日

(表面)

第	号	年	月	日交付
				(有効期間1年)
市改良住宅立入検査証				
所 属				
職 名				
氏 名	年	月	日生	
豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例第50条の規定に基づき交付する。				
年		月	日	
豊見城市長				印

(裏面)

豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例

抜粋

(立入検査)

第50条 市長は、市改良住宅の管理上必要があると認めるときは、市改良住宅監理員若しくは市長の指定した者に市改良住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している市改良住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該市改良住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。